

株式等振替制度における非上場株式等の取扱いに係る要綱

株式会社証券保管振替機構

2023年4月28日

目 次

1. 目的等	P. 2
2. 非上場株式等の取扱いのための株式等振替制度における対応	P. 2
(1) 取扱対象	P. 2
(2) 取扱同意	P. 3
(3) 発行者の決定事項等の通知等	P. 4
(4) 機構加入者及び間接口座管理機関	P. 4
(5) 配当金に関する取扱い	P. 5
(6) 取扱廃止	P. 6
(7) 振替株式等の総数等の公示	P. 6
3. その他の株式等振替制度における取扱い	P. 7
4. その他	P. 7
(1) 一般振替 DVP 制度における取扱い	P. 7
(2) 決済照合システムにおける取扱い	P. 7
(3) 各種コード（銘柄コード及び ISIN コード）に関する取扱い	P. 8
(4) 手数料に関する取扱い	P. 8
(5) 機構システムにおける対応	P. 8
5. 実施時期	P. 8

項 目	内 容	備 考
<p>1. 目的等</p> <p>2. 非上場株式等の取扱いのための株式等振替制度における対応</p> <p>(1) 取扱対象</p>	<p>○ 現在、非上場株式の取引を活性化させることを目的とした制度整備について、様々な議論・検討が行われている。また、非上場株式については、その管理における利便性向上等の観点から、制度利用者より株式等振替制度における取扱いの要望が寄せられている。こうした状況を踏まえ、証券保管振替機構（以下「機構」という。）は、特定の制度に属するなど一定の発行者が発行する非上場株式等について、以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>○ 次の a から c までに該当する株式等のうち、(2) の同意を得ているものを取扱対象とする。</p> <p>a 次の(a)又は(b)の株式等であること。</p> <p>(a) 次のアからウまでのいずれかの非上場会社が発行する株式等であること。</p> <p>ア 日本証券業協会の定める「株主コミュニティに関する規則」により株主コミュニティが組成されている銘柄の発行者</p>	<p>※ 株式等とは、株式等の振替に関する業務規程（以下「株式等業務規程」という。）第2条第1項第2号に定める株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債、投資口、新投資口予約権、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権及び受益証券発行信託の受益権）をいう。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 取扱同意</p>	<p>イ 日本証券業協会の定める「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」により特定投資家向け銘柄制度の対象となっている銘柄の発行者</p> <p>ウ 有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項（同法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。）を提出している発行者</p> <p>(b) 上場会社が発行する非上場株式等（種類株式等）であること。</p> <p>b 取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。</p> <p>c 取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>○ 譲渡制限の付されている株式等については、社債、株式等の振替に関する法律の規定により取扱対象外となる。</p> <p>○ 機構は、(1)の株式等につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ、株式等の発行者から、機構での取扱いに係る同意を得るものとする。</p> <p>○ 株式等の発行者は、機構での取扱いに係る同意とあわせて、機構に届出</p>	<p>※ 原則として、(2)の同意を得る日からさかのぼって1年以内に有価証券報告書を提出した発行者が発行する株式等を取り扱うものとする。</p> <p>※ 既存の制度・システムでは取り扱うことができない特別な要件や条項等が付された株式等については、取扱対象外とする。</p> <p>※ 指定株主名簿管理人とは、業務規</p>

項 目	内 容	備 考
(3) 発行者の決定事項等の通知等	<p>のある指定株主名簿管理人に株主名簿管理人に係る業務を委託することを約諾するものとする。</p> <p>○ 発行者は、現行の株式等振替制度における通知事項に加えて、次の a 及び b の事項について、機構に対し、機構が定めるところにより、その内容を通知する。</p> <p>a (1) に該当しないこととなる原因となる事実の発生</p> <p>b 株式等に関するコーポレート・アクションの決定及び予定事項</p>	<p>程第 13 条第 2 項により、株式等振替業に係る指定株主名簿管理人としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有するとして機構が指定した株主名簿管理人をいう(金融商品取引所の承認を受けた株式事務代行機関ではない者への指定も可能)。</p> <p>※ 発行者(非上場会社)から機構に対する通知の失念を防止することを目的として、定期的(1週間に1度程度)にコーポレート・アクションの決定状況や実施予定等に関する連絡を行う。</p>
(4) 機構加入者及び間接口座管理機関	<p>○ 株式等振替制度における機構加入者及び間接口座管理機関は、その直近上位機関から開設を受けた口座において、非上場株式等の記載又は記録を</p>	<p>※ 株式等振替制度における機構加入者及び間接口座管理機関の口</p>

項 目	内 容	備 考
(5) 配当金に関する取扱い	<p>受けることができる。</p> <p>○ 現行の株式等振替制度における取扱いと同様とする。</p>	<p>座の開設申請は、機構が株式等振替制度において取り扱う全ての種類の機構取扱対象株式等についての記録を行う口座の開設を目的として行っている。したがって、現行の株式等振替制度において口座の開設を受けている機構加入者及び間接口座管理機関は、非上場株式等についての別途の口座開設の申請は不要である。</p> <p>※ 非上場株式等に係る配当金が租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する配当金に該当しない場合、株式数比例配分方式による配当金支払いに関するデータには、源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額及び口座管理機関において源泉徴収の必要がない旨が設定される。</p> <p>※ その他の取扱い（対象金銭や株式数比例配分方式以外の受領方式における取扱い）について</p>

項 目	内 容	備 考
(6) 取扱廃止	<p>○ 機構は、次の a 又は b の場合を除き、取り扱っている株式等が (1) に該当しないこととなった場合には、取扱いを廃止する。</p> <p>a (1) a に該当しないこととなった株式等の発行者から取扱いの継続を求める意思表示があった場合には、原則として、(1) a に該当しないこととなった日から起算して1年後の日まで取扱いを継続する。</p> <p>b 金融商品取引所において上場廃止となる株式等及びその株式等の発行者が発行する他の振替株式等についても、発行者から取扱いの継続を求める意思表示があった場合には、原則として、金融商品取引所における上場廃止日から起算して1年後の日まで取扱いを継続する。</p> <p>○ このほか、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがある場合その他機構が定める事由に該当することとなった場合には、取扱いを廃止する。</p>	<p>は、現行の取扱いと同様とする。</p> <p>※ (1) a(a)ウにより取り扱う株式等については、その株式等の発行者が有価証券報告書を提出しないこととなった場合に、取扱いを廃止する。</p>
(7) 振替株式等の総数等の公示	<p>○ 現行の株式等振替制度における取扱いと同様とする。</p>	<p>※ 機構のホームページにおいて公示する情報について、上場株式等と非上場株式等とで商品の区分は行</p>

項 目	内 容	備 考
<p>3. その他の株式等振替制度における取扱い</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 一般振替 DVP 制度における取扱い</p> <p>(2) 決済照合システムにおける取扱い</p>	<p>○ 上記 1 及び 2 以外の株式等業務規程に定める取扱いについては、現行の株式等振替制度における取扱いと同様とする。</p> <p>○ 既存の振替株式等と同様に、売買 DVP 及び貸株 DVP の対象とする。ただし、次の a から c までの取扱いについては、非上場株式等の流動性を考慮し、既存の振替株式等とは異なる取扱いとする。</p> <p>a 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額を算出する際に適用する掛目は 0%とする。そのため、確保資産算入時の評価は 0 円となる。</p> <p>b 貸株 DVP の決済金額の自動設定機能を利用した場合、終値を 1 円として決済金額を算出する。</p> <p>c 担保指定証券（相手先指定・株式等）についても終値を 1 円として決済金額を算出する。</p> <p>○ 既存の振替株式等と同様に、決済照合システムの取扱対象とする。</p>	<p>わない。</p> <p>※ 照合項目は、既存の振替株式等と同様とする。</p> <p>※ 新規記録 DVP 決済(デュプレックス)や連動非 DVP 決済での連動も可能とする。</p>

項 目	内 容	備 考
(3) 各種コード（銘柄コード及び ISIN コード）に関する取扱い	○ 既存の振替株式等と同様に、証券コード協議会において各種コードを設定する。	※ 証券コード協議会の定める「株式及び公社債銘柄コード設定、変更及び削除に関する取扱い要領」及び「新証券コード仕様」の取扱いに準じる。
(4) 手数料に関する取扱い	○ 機構が制度利用者に対して請求する手数料の取扱いについては、既存の振替株式等と同様とする。 ○ Target 保振サイトにおいて機構加入者に提供している手数料明細については、機構におけるシステム対応までの当面の間は、上場・非上場の区別を行わない（合算して表示する）。機構におけるシステム対応後においては、商品ごとに上場・非上場を区別して表示する。	※ 既存の振替株式等における取扱いについては、株式等振替制度に係る手数料に関する規則参照。
(5) 機構システムにおける対応	○ 非上場株式等の取扱いを開始するにあたり、機構システムの改修は行わない。	※ (4) の手数料明細に係る対応のための機構システムの改修は、制度開始後に別途実施する予定。
5. 実施時期	○ 2024 年 4 月（予定）	

以 上